

村上市地域公共交通活性化協議会規約等の一部改正（案）について

1 要旨

令和5年10月1日付け道路運送法の一部改正に伴い、村上市地域公共交通活性化協議会規約、村上市地域公共交通活性化協議会分科会規程、村上市地域公共交通活性化協議会事務局規程、村上市地域公共交通活性化協議会財務規程、村上市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程の一部を改正するものです。

【主な改正点】

(1) 協議会規約第5条関係

⇒協議事項から運賃、料金等に関する記載を削除

(2) 協議会規約第6条関係

⇒自家用有償旅客運送の実施主体である特定非営利活動法人等の団体の者を委員に追加

(3) 協議会規約第11条及び第12条

⇒会議の運営等に関して個人情報の取り扱いを明記、併せて守秘義務の条項を新たに追加

(4) 協議会規約第14条

⇒分科会の条項に運賃等の設定や変更を追加

(5) 分科会規程第2条関係

⇒分科会の名称及び協議事項に運賃等協議分科会関連を追加

(6) 報酬及び費用弁償規程第2条関係

⇒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表の規定に準じ、長については日額6,500円、委員及び関係者の視察については日額6,300円に改める

(7) 協議会規約第12条の新設に伴い、各規程の条ずれを修正

2 改正後の規約及び規程の施行期日

令和6年4月1日

3 村上市地域公共交通活性化協議会規約（新旧対照表）

改 正 案	現 行
村上市地域公共交通活性化協議会規約	村上市地域公共交通活性化協議会規約
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）
（協議事項）	（協議事項）
第5条 第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し関係する事業を実施する。	第5条 第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し関係する事業を実施する。
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
（4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の <u>態様</u> に関する こと。	（4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の <u>態様及び運賃、料金等</u> に関する こと。
（5）～（6）（略）	（5）～（6）（略）
（委員）	（委員）
第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。	第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
<u>（4） 市において現に自家用有料旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者</u>	<u>（追加）</u>
<u>（5）（略）</u>	（4）（略）
<u>（6）（略）</u>	（5）（略）
第7条～第10条（略）	第7条～第10条（略）
（会議の運営等）	（会議の運営等）
第11条	第11条
1～5（略）	1～5（略）
6 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は村上市のホームページ等を利用して公表する。 <u>ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。</u>	6 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は村上市のホームページ等を利用して公表する。 <u>_____</u>
<u>（守秘義務）</u>	<u>（追加）</u>
<u>第12条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</u>	<u>（協議結果の尊重義務）</u>
（協議結果の尊重義務）	第12条（略）
第13条（略）	（分科会）
（分科会）	第13条 協議会は、 <u>計画の検討及び実施にあたり</u> 、分科会を設置することができる。
第14条 協議会は、 <u>計画の検討、実施及び乗合旅客運送の運賃等の設定や変更に当たり</u> 、分科会を設置することができる。	第14条（略）
2～4（略）	2～4（略）
（事務局）	（事務局）
第15条（略）	第15条（略）
2（略）	2（略）
（経費）	（経費）
第16条（略）	第16条（略）
（財務）	（財務）
第17条（略）	第17条（略）
2～3（略）	2～3（略）
（報酬及び費用弁償）	（報酬及び費用弁償）
第18条（略）	第18条（略）
（協議会解散の場合の措置）	（協議会解散の場合の措置）
第19条（略）	第19条（略）
2（略）	2（略）
（規約の変更等）	（規約の変更等）
第20条（略）	第20条（略）
2（略）	2（略）
<u>附 則</u>	
<u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u>	

4 村上市地域公共交通活性化協議会分科会規程（新旧対照表）

改 正 案	現 行																								
村上市地域公共交通活性化協議会事務局規程	村上市地域公共交通活性化協議会事務局規程																								
<p>第1条 第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（所掌事項及び組織）</u> <u>第2条 分科会の名称及び協議事項は別表に掲げるものとする。</u> <u>2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p>（分科会長） 第3条 分科会に分科会長を置く。 2～3 （略） （会議） 第4条 （略） 2～3 （略） （関係者の出席等） 第5条 （略） （協議結果の取扱い） 第6条 （略） （報酬及び費用弁償） 第7条 （略） （庶務） 第8条 （略） （その他） 第9条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条 第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約第14条第2項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（所掌事項）</u> <u>第2条 分科会は、規約第5条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。</u> <u>（組織）</u> <u>第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。</u> <u>2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。</u></p> <p>（分科会長） 第4条 分科会に分科会長を置く。 2～3 （略） （会議） 第5条 （略） 2～3 （略） （関係者の出席等） 第6条 （略） （協議結果の取扱い） 第7条 （略） （報酬及び費用弁償） 第8条 （略） （庶務） 第9条 （略） （その他） 第10条 （略）</p>																								
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分科会名</th> <th>協議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活交通確保・バリアフリー対策分科会</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>地域活性化・公共交通利用促進検討分科会</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>輸送サービス向上・安全円滑化分科会</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>福祉輸送サービス検討分科会</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>運賃等協議分科会</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金 等</u> ・<u>利用者等の意見を反映させるために必要な措置</u> </td> </tr> </tbody> </table>	分科会名	協議事項	生活交通確保・バリアフリー対策分科会	（略）	地域活性化・公共交通利用促進検討分科会	（略）	輸送サービス向上・安全円滑化分科会	（略）	福祉輸送サービス検討分科会	（略）	<u>運賃等協議分科会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金 等</u> ・<u>利用者等の意見を反映させるために必要な措置</u> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分科会名</th> <th>協議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活交通確保・バリアフリー対策分科会</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>地域活性化・公共交通利用促進検討分科会</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>輸送サービス向上・安全円滑化分科会</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>福祉輸送サービス検討分科会</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>新設</u></td> <td><u>新設</u></td> </tr> </tbody> </table>	分科会名	協議事項	生活交通確保・バリアフリー対策分科会	（略）	地域活性化・公共交通利用促進検討分科会	（略）	輸送サービス向上・安全円滑化分科会	（略）	福祉輸送サービス検討分科会	（略）	<u>新設</u>	<u>新設</u>
分科会名	協議事項																								
生活交通確保・バリアフリー対策分科会	（略）																								
地域活性化・公共交通利用促進検討分科会	（略）																								
輸送サービス向上・安全円滑化分科会	（略）																								
福祉輸送サービス検討分科会	（略）																								
<u>運賃等協議分科会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金 等</u> ・<u>利用者等の意見を反映させるために必要な措置</u> 																								
分科会名	協議事項																								
生活交通確保・バリアフリー対策分科会	（略）																								
地域活性化・公共交通利用促進検討分科会	（略）																								
輸送サービス向上・安全円滑化分科会	（略）																								
福祉輸送サービス検討分科会	（略）																								
<u>新設</u>	<u>新設</u>																								

5 村上市地域公共交通活性化協議会事務局規程（新旧対照表）

改 正 案	現 行
村上市地域公共交通活性化協議会事務局規程	村上市地域公共交通活性化協議会事務局規程
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約第<u>15</u>条第2項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表（第6条関係） （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約第<u>14</u>条第2項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p>別表（第6条関係） （略）</p>

6 村上市地域公共交通活性化協議会財務規程（新旧対照表）

改 正 案	現 行
村上市地域公共交通活性化協議会財務規程	村上市地域公共交通活性化協議会財務規程
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約第<u>17</u>条第3項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第9条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表（第3条関係） (1)～(2) （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約第<u>16</u>条第3項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第9条 （略）</p> <p>別表（第3条関係） (1)～(2) （略）</p>

7 村上市地域公共交通活性化協議会員報酬及び費用弁償規程（新旧対照表）

改正案	現 行									
<p style="text-align: center;">村上市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額) 第2条 委員が村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察（以下「会議等」という。）に出席したときの報酬の額は、<u>別表のとおり</u>とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(費用弁償の額) 第3条 (略)</p> <p>(関係者の出席を求めた場合の対応) 第4条 規約第11条第5項、第14条2項及び同条第3項の規定により関係者の出席を求めた場合は、前2条の規定を準用する。</p> <p>(その他) 第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察</u></td> <td style="text-align: center;"><u>長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>日額 6,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察</u></td> <td style="text-align: center;"><u>委員及び関係者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>日額 6,300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	区分	報酬額	<u>村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察</u>	<u>長</u>	<u>日額 6,500円</u>	<u>村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察</u>	<u>委員及び関係者</u>	<u>日額 6,300円</u>	<p style="text-align: center;">村上市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額) 第2条 委員が村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察（以下「会議等」という。）に出席したときの報酬の額は、<u>1日につき6,300円</u>とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(費用弁償の額) 第3条 (略)</p> <p>(関係者の出席を求めた場合の対応) 第4条 規約第11条第5項、第13条2項及び同条第3項の規定により関係者の出席を求めた場合は、前2条の規定を準用する。</p> <p>(その他) 第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>
職名	区分	報酬額								
<u>村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察</u>	<u>長</u>	<u>日額 6,500円</u>								
<u>村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察</u>	<u>委員及び関係者</u>	<u>日額 6,300円</u>								

【参考】

- 村上市地域公共交通活性化協議会規約（一部改正案） P6～P8
- 村上市地域公共交通活性化協議会分科会規程（一部改正案） P9～P10
- 村上市地域公共交通活性化協議会事務局規程（一部改正案） P11～P12
- 村上市地域公共交通活性化協議会財務規程（一部改正案） P13～P14
- 村上市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（一部改正案） P15

村上市地域公共交通活性化協議会規約（一部改正案）

（設置）

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。

（名称）

第2条 この会の名称は、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、村上市三之町1番1号村上市役所内に置く。

（目的）

第4条 協議会は、村上市における市民の生活に必要な公共交通の確保及び利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するための取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

（協議事項）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (5) 自家用自動車有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) その他、協議会が必要と認めること。

（委員）

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (2) 市民又は市内交通利用者
- (3) 北陸信越運輸局長が指名する職員
- (4) 市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (5) 新潟県警察、学識経験者その他協議会の運営上必要と認められる者
- (6) 市職員

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第8条 協議会に会長を置き、会長は村上市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 協議会に副会長を1人置き、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 協議会に監査員を2人置き、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(会議の運営等)

第11条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の総意で決することを原則とする。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は村上市のホームページ等を利用して公表する。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第12条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の尊重義務)

第13条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第14条 協議会は、計画の検討、実施及び乗合旅客運送の運賃等の設定や変更に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。

3 分科会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

4 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会は、運営に関する事務を行うため、村上市企画戦略課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会の目的が達成され、協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第20条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

村上市地域公共交通活性化協議会分科会規程（一部改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条第4項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項及び組織）

第2条 分科会の名称及び協議事項は別表に掲げるものとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。

（分科会長）

第3条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

（会議）

第4条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

（関係者の出席等）

第5条 分科会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第7条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は村上市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

（庶務）

第8条 分科会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
生活交通確保・バリアフリー対策分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地の交通手段の確保 ・誰もが移動しやすい公共交通の体系化 ・車両や駅周辺等のバリアフリー化 等
地域活性化・公共交通利用促進検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通による中心市街地の活性化 ・車から公共交通への利用転換の促進 ・公共交通利用補助制度の検討 ・公共交通利用促進PR手法の検討 等
輸送サービス向上・安全円滑化分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公共交通資源の有効活用 ・効果的な運行路線の再編 ・交通渋滞の緩和対策 等
福祉輸送サービス検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、要介護者、高齢者向けの輸送サービス ・NPO等との連携 等
運賃等協議分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金 等 ・利用者等の意見を反映させるために必要な措置

村上市地域公共交通活性化協議会事務局規程（一部改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、村上市企画戦略課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、村上市企画戦略課職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、村上市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、村上市において定められている公印の取扱いの例による。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

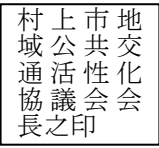
附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
村上市地域公共交通活性化協議会 会長之印		てん書	21×21	会長名をもって発する 文書	1	事務局長

村上市地域公共交通活性化協議会財務規程（一部改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約第17条第3項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、村上市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

（歳入歳出予算科目）

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適正に処理しなければならない。

（予算の執行）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した

後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

村上市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（一部改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 委員が村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察（以下「会議等」という。）に出席したときの報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

（費用弁償の額）

第3条 委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、村上市の例によるものとする。

（関係者の出席を求めた場合の対応）

第4条 規約第11条第5項、第14条2項及び同条第3項の規定により関係者の出席を求めた場合は、前2条の規定を準用する。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成22年2月9日から施行する。

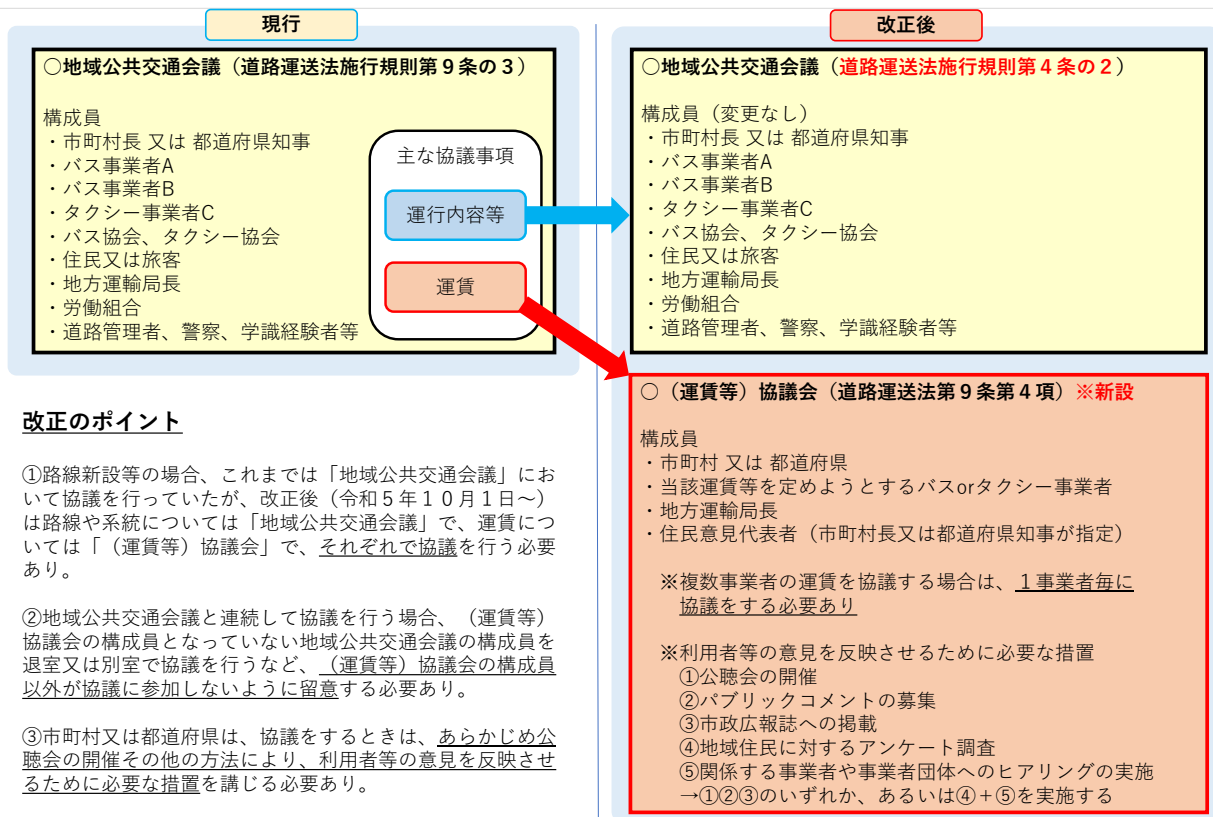
附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

職名	区分	報酬額
村上市地域公共交通活性化協議会 の会議、分科会及び先進地視察	長	日額 6,500円
	委員及び関係者	日額 6,300円

乗合バス運賃等の協議について（コミュニティバス・デマンドタクシー等）



改正のポイント

- ①路線新設等の場合、これまでは「地域公共交通会議」において協議を行っていたが、改正後（令和5年10月1日～）は路線や系統については「地域公共交通会議」で、運賃については「（運賃等）協議会」で、それぞれで協議を行う必要あり。
- ②地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、（運賃等）協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で協議を行うなど、（運賃等）協議会の構成員以外が協議に参加しないように留意する必要あり。
- ③市町村又は都道府県は、協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、利用者等の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり。

（運賃等）協議会について

1. 概要（法第9条第4項）

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独禁法に抵触しない形で協議を行うために新たに設置
- ・地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等（改正運送法第9条第4項）について協議
 ※地域交通法第6条に規定する「協議会（法定協議会）」とは異なる。

2. 開催方法（法第9条第4項）

- ・独禁法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別の形で開催する必要あり
 ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、（運賃等）協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で協議を行うなど、（運賃等）協議会の構成員以外が協議に参加しないように留意が必要
 ※複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者毎に協議をする必要あり

3. 利用者等の意見を反映させるために必要な措置（法第9条第5項）

- ・市町村又は都道府県は、協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、住民、利用者、利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり
- ・方法としては以下が想定される ※（）内は想定する対象者
 - ①公聴会の開催（住民・利用者・利害関係者）
 - ②パブリックコメントの募集（住民・利用者・利害関係者）
 - ③市政広報誌への掲載（住民・利用者・利害関係者）
 - ④地域住民に対するアンケート調査（住民・利用者）
 - ⑤関係する事業者や事業者団体へのヒアリングの実施（利害関係者）
 →法第9条第5項を満たす（住民、利用者、利害関係者の意見を反映させる）ため、
 ①②③のいずれかを実施、あるいは④+⑤を併せて実施する。

運賃等協議分科会委員（事務局案）

区分	所属	役職
交通事業者	新潟交通観光バス(株)村上営業所	所長
	(株)瀬波タクシー	代表取締役等
	藤観光タクシー(株)	代表取締役等
	岩船タクシー(株)	代表取締役等
	(株)はまなす観光タクシー	代表取締役等
住民代表	村上地域区長会連絡協議会	会長等
	荒川地域区長会	会長等
	神林地域区長会	会長等
	朝日地域区長会	会長等
	山北地域区長連絡協議会	会長等
利用者等	村上商工会議所	会頭等
	村上市4商工会	会長等
有識者		
運輸行政	国土交通省 北陸信越運輸局	新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
広域交通行政	新潟県	村上地域振興局 地域振興監
市町村	村上市	介護高齢課長
	村上市	学校教育課長